

（かじ取装置）

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの

ロ イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの

ホ かじ取フォークに損傷があるもの

ヘ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ト かじ取り装置のダスト・ブーツに損傷があるもの

チ パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

リ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの

ヌ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの

ル 4輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えるもの。ただし、その輪数が4輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、その横滑り量が、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

ヲ 運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するものを有するかじ取装置を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

ワ 運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二 かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。

三 かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

四 かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

五 かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。

- 2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 - 四 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
 - 五 保安基準第1条の3のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置であって、第91条第5項の規定によるもの
- 3 協定規則第121号の規則5. が適用される自動車のテルテール(第168条の表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているものは、前項の基準に適合しないものとする。